# 記者資料提供 PressRelease



平成31年3月15日

### ▼タイトル

## 高島市開発指導要綱の一部改正について

#### ▼内 容

高島市では、調和と均衡のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、市内において行われる開発行為について、開発指導要綱に基づく指導・助言等を行っていますが、近年設置が進む太陽光発電施設等への対応を行うため、平成31年7月1日から開発指導要綱の一部改正を行います。

#### く改正の内容>

別紙の新旧対照表のとおり

#### <改正の理由>

- 〇近年の局地的な大雨による土砂災害への備えとして、雨水排水処理など、より適切 な指導と助言等を行うため、適用範囲を 2, 000㎡から 1, 000㎡以上に拡大 します。
- ○太陽光発電施設は山林や農地、住宅街の雑種地などに整備されるケースが多く、場所により周囲の環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、小規模なものでも対応できるよう適用範囲を拡大します。また、太陽光発電施設等の整備にあたり、複数の事業者により一体的または段階的に施工されるケースが散見されることから、適用範囲の明確化を行います。
- ○今後も増加が予想されるサービス付き高齢者向け住宅への対応を行うため、共同住宅の適用範囲を見直す(寄宿舎を追加)とともに、小規模な共同住宅の建築においても適切に指導が行えるよう、戸数を20戸から4戸に見直します。
- 〇現行では、開発協議した内容で施工されたかの確認の機会がないことから、着手および完了届出書の提出を求め、完了検査を実施します。

# <施行の時期>

施行日は、平成31年7月1日です。 施行日以降に工事に着手する開発事業から適用されます。

# ▼問い合わせ先

〇所 属:都市建設部都市計画課(担当 杣野)

○電話番号: 0740 (22) 0904○ファックス: 0740 (22) 4889